



工事契約書

請負者用

注文書	お名前	フリガナ	印	生	年	月	日	契約日	令和	年	月	日
	ご住所	〒□□□-□□□□		大	平	昭	年	月	日	請負者		
	TEL.	()	携帯電話	()	上記代理人							

工 事 名	規 格・寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額
				消 費 税 額	
				税 込 合 計	

施 工 予 定		支 払 日 (入金日)	備 考
年 月 日から 年 月 日まで (予定につきましては天候その他により 多少の変更がございます。ご了承下さい。)		一括払 工事完了後 一週間以内	
お支払い 条 件		クレジット 工事完了後 年 月 日 から 回払	
現金・振込・クレジット (回)			

ご契約いただきます屋根工事またはリフォーム工事等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

- ① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は書面又は電磁的記録（電子メール等）をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の書面又は電磁的記録を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。
*お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等
- ② 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合、
ア 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
イ 契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。
ウ 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。
エ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
オ すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。
- ③ 上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリングオフすることができます。